

福井県農業経営基盤の強化の 促進に関する基本方針

令和6年4月

福 井 県

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

- 1 本県農業の現状 1
- 2 次世代へつなぐ、希望あふれるふくいの食・農・環境計画 1
- 3 農業経営基盤強化の促進に関する取組み（基本的な方向） 6

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標および新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標 .. 9

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項 10

第4 効率的かつ安定的な農業経営体等に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標.. 12

第5 効率的かつ安定的な農業経営体等を育成するために必要な事項

- 1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項 13
- 2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項..... 14

基本方針策定の考え方について

1 基本方針策定及び見直しの趣旨

県は、農業経営基盤強化促進法第 5 条の規定に基づき、令和 5 年 4 月に策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）について、令和 6 年 3 月に新たな福井県農業基本計画「次世代へつなぐ、希望あふれるふくい食・農・環境計画」が策定されたことを受け、農業経営基盤強化促進法施行令第 1 条の規定に基づき、令和 6 年 4 月 1 日付けで新たに本基本方針の変更を行う。

2 基本方針の役割と性格

本基本方針は、本県において、今後 10 年間で主たる農業従事者が他産業従事者と均衡する年間総労働時間で、他産業と遜色のない水準の生涯所得を実現できる経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体および新たに農業経営を営もうとする青年等を育成していくための指標となるもので、

- （１）効率的かつ安定的な経営体を目指す者等の年間農業所得および年間労働時間の目標
- （２）目標を達成するために取り組む営農類型
- （３）効率的かつ安定的な経営体等への農用地の利用集積目標
- （４）利用集積を推進するための事業

の項目を規定する。

農業経営基盤強化促進法の趣旨に沿って、農地の流動化の一層の推進等を通じた土地利用型農業を中心とする担い手の育成の目標および農業構造の目標等を明らかにすることにより、本県における農業経営基盤の強化を促進する基本的指針とするとともに、市町が策定する基本構想の指針とする。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 本県農業の現状

本県は、本州日本海側のほぼ中央に位置し、北東は石川県に接し、南東は岐阜県、南西は滋賀県・京都府に連なり、北西は日本海に面している。

夏季の高温多湿と冬の積雪と日照不足等日本海側特有の気候と重粘な湿田が多い土壌条件で、水稻に大麦・大豆・そばを組み合わせた土地利用型水田農業を中心に、園芸用ハウスを活用した施設園芸、水田転換畑での水田園芸などを展開している。

本県の耕地面積は年々減少し、令和5年の耕地面積は39,600haであり、このうち、田の面積が88.4%の35,000haと高い割合を占めている。田については、圃場整備による大区画化を推進してきた。さらに、土地改良事業や中間管理事業を活用し、集落営農の法人化と農地集積を推進した。この結果、農業経営体数が大きく減少（H27：16,018⇒R2：10,546）したが、法人化した経営体は増加（H27：310⇒R2：376）し、担い手への集積が進んだ。

本県の令和4年度末での認定農業者数は1,177経営体、集落営農組織数は575組織であり、これらへの農地集積率は69.7%となっている。

新たな担い手の育成においては、ふくい園芸カレッジ（平成26年～）による新規就農者の園芸産地への輩出（249名：令和4年）を行っているほか、越前若狭田んぼ道場（令和元年～）の開校、「OTAMESHI（お試し）就農」事業（令和4年～）等により、地域の組織や産地を担う人材の確保・育成を行ってきた。また、就職説明会やインターネット等を活用した新規就農の誘致活動により、近年は、120名程度の新規就農者を確保している。

2 次世代へつなぐ、希望あふれるふくいの食・農・環境計画

〔福井県農業基本計画 令和6年～10年度〕

この計画は、「福井県長期ビジョン」の分野別計画として、おおむね10年後（2033年）を展望した、今後5年間の本県農政の基本指針であり、食・農・環境の現状・課題を踏まえ、目指す姿とその実現に向けた具体的な施策を示したものである。

この計画を総合的かつ効果的に実施していくために、農業者を始め、市町、農業団体等の関係者が連携・協力しながら、それぞれの役割を果たしていく。

(1) 4K（希望あふれる・かっこいい・稼げる・感動）農業の展開

①希望あふれる、次世代を築く担い手の育成

1 ふくい農業を選びたくなる環境を整備

- ・新規就農者の受入体制を充実

（ふくい就農モデル※1の全県展開、インキュベーション機能※2の整備）

- ・嶺南地域に第二園芸カレッジを整備
- ・畜産カレッジを整備し、若狭牛生産を担う人材を育成

2 就農・就業希望者の誘致と定着

- ・ふくい農業を始めた人々を呼び込み
- ・園芸カレッジや畜産カレッジで技術習得
- ・就農・就業先の紹介や交流の場を設定

3 多様な担い手の活躍

- ・女性が農・農村の様々な分野でチャレンジできる環境づくり
（労働環境整備、ちょい足し支援）
- ・障がい者が農業でいきいきと活躍できる機会を創出
- ・外国人材に選ばれ、働き、暮らしやすい環境づくり

※1 ふくい就農モデル

丘陵地・砂丘地を中心に取り組んでいる①園芸カレッジ研修、②市町受け入れ体制整備、③就農支援員の現地とのコーディネートセットにした新規就農者の育成・定着モデル

※2 インキュベーション機能

レンタルハウスやリース圃場を整備し、新規就農者に貸し出すことによって就農初期の技術的・経営的負担を軽減する施策

②ふくい農業をけん引するリーディングファーム※1の育成

1 「農業経営アクセラレーションセンター※2」の設置

- ・リーディングファームを育成するコンサルティング体制を整備

2 ふくい農業の「次を拓く」技術開発

- ・リーディングファームのアイデアを実現

3 リーディングファームの人材確保・育成

- ・人材の確保・育成の取組みを支援

（県外誘致セミナー参加、園芸カレッジ研修生等とのマッチング等）

※1 リーディングファーム

売上1億円以上の企業的な農業経営体

※2 農業経営アクセラレーションセンター

リーディングファームを目指し、短期間で経営体を成長させるためのコンサルティング

グ機能。アクセラレーション…加速すること。

③ふくい農業をカッコよくするスマート農業の展開

1 水田農業分野のスマート農業の実装を加速化

- ・新しいスマート農業技術を開発
- ・スマート農業の導入を支援
- ・女性や若者へスマート農業の魅力発信
- ・スマート農業の拡大に必要な周辺環境の整備

2 園芸・畜産など新しい分野で実証・導入

- ・民間企業や大学と連携し、新しい分野（園芸、畜産、鳥獣害等）のスマート技術を実証・導入
- ・農業指導の DX 化

3 スマート農業を支える基盤整備

- ・スマート農業に対応した農業基盤の整備
(従来の大区画化を超える圃場の“超”大区画化＜2ha 以上区画＞や用排水路の管路化等)

④稼げるふくい農業の展開

1 需給変動や地球温暖化に強いふくいの米づくり

- ・競争に勝つ高品質・多収・低コストなふくい米の生産
- ・環境にやさしいふくいの水田農業へ
- ・米の需給動向に対応した大麦や輸出用米等の生産

2 稼げる園芸の拡大

- ・魅力ある園芸産地の育成
- ・サトイモ、スイセン、ウメや近郊施設園芸等既存産地の再生
- ・環境に優しく、農業者が儲かる流通へのシフト

3 新幹線開業のチャンスを活かしたブランド畜産の振興

- ・若狭牛の生産拡大
- ・若狭牛生産を担う人材を育成する畜産カレッジを整備（再掲）
- ・新たなオリジナル畜産ブランドを発信

(2) 人々の笑顔があふれるふくいの農村づくり

①農村コミュニティの活性化

1 住民がイキイキと暮らすモデル集落を育成

- ・集落活性化に向けた話し合い
- ・農村集落の新たなチャレンジを応援

- ・農村 RMO^{※1} の立上げ・運営を支援

2 農村住民のふるさとに誇りをもつ意識の醸成

- ・地域資源の再発見・農村住民を巻き込んだ地域づくり
- ・農村を回遊し、魅力を知ってもらう体感スポットを充実

※1 農村 RMO [農村型地域運営組織 (Region Management Organization)]

農業を核とした経済活動や農地保全活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取り組みを広域的な範囲で行う組織

②集落営農を次世代へ継承

- 1 集落・地域における話し合い
 - ・集落の将来の姿や農地利用を明確化
- 2 集落営農組織の立て直しと経営力強化
 - ・「集落営農救援隊」が組織に入り込んで指導
 - ・組織の法人化や経営改善を指導
- 3 若い世代や多様な担い手の育成
 - ・集落営農組織へ外部人材の受入れ
 - ・地域の中から人材を発掘

③中山間地域の農村経営を守る

- 1 中山間地域の基盤整備を推進
 - ・地形条件に合せた基盤整備を推進
- 2 省力化による 3 つの難題の解消
 - ・草刈りの機械化
 - ・水管理の自動化
 - ・鳥獣害対策の ICT 化等
- 3 耕作放棄地の発生抑制
 - ・営農を続けて守るべき農地（活用）と粗放的利用を行う農地（保全）をゾーニング

④地域を守る鳥獣害・防災減災対策

- 1 地域ぐるみの鳥獣害対策の推進
 - ・指導体制の強化
([鳥獣害対策コーディネーター] による地域に密着した指導、モデル地区の横展開)
 - ・人口減少・高齢化に対応した鳥獣害対策
(侵入防止柵管理の効率化、効率的な捕獲技術の実証・普及)
- 2 農村地域の防災・減災機能の向上

- ・頻発・激甚化する災害に対応した施設整備や流域治水の取り組みを推進
- ・農業セーフティネットで災害への備え

(3) ふくいの食・農・農村の思い、憧れの醸成

① 新幹線に乗って行ってみたくなる魅力あるふくいの食・農・農村づくり

1 県外でふくいの農産物を PR

- ・県外での PR により認知拡大

2 新幹線駅でおもてなし

- ・新幹線駅前のイベントで県外客をお出迎え

3 新幹線駅から農村へ、交流拡大

- ・農村を回遊する「農遊ツアー」を商品化
- ・ふくいの農村ならではの景観を PR
- ・農村を回遊し、魅力を知ってもらう体感スポットの充実（再掲）
- ・農村のおもてなし力アップ
- ・ふくいのおもてなし、おもちかえりの商品化

② 豊かなふくいの食・農の理解促進

1 ふくいの食・農の魅力を学ぶ機会の拡大

- ・ふくいの食・農のすばらしさ・魅力を再発見する食育の推進
- ・学校給食で地場産農産物の利用を拡大

2 地域でとれた新鮮な農産物を地域で食べる地産地消を推進

- ・直売所への地場産農産物の供給拡大・品揃え充実
- ・地場産農産物を知って、見て、食べてもらう機会を創出
- ・ふくいの味覚を県民の食卓へ

③ みどりの食料システム戦略の推進による環境にやさしい農業の推進

1 有機農業のロールモデルづくり

- ・40ha 規模以上の大規模な水稻有機モデル経営体を育成
- ・特定区域※1 を中心に有機農業の産地化

2 環境負荷低減技術の技術開発と実践

- ・「みどりの食料システム戦略」実現に向けた技術の開発
- ・農作物の安全確保・環境保全・労働安全等の確保
- ・環境にやさしい農業の実践

3 環境にやさしい農産物の販路開拓と理解醸成

- ・環境にやさしい農産物を消費者に届けるしくみづくり
- ・環境にやさしい農業に対する消費者の理解醸成

※1 特定区域

地域ぐるみで環境負荷低減に取り組むモデル地区。みどり戦略の基本計画で県が設定

3 農業経営基盤強化の促進に関する取組み（基本的な方向）

本県農業を今後とも基幹産業として振興し、発展させていくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、集中的かつ積極的に施策を実施していくことが重要である。

このため、他産業従事者と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、地域他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保することができるとなるような効率的かつ安定的な農業経営体を育成するものとする。

○効率的かつ安定的な農業経営の目標

主たる従事者一人当たり 年間総労働時間 1,800～2,000 時間
年間農業所得 400～500 万円

○新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標

主たる従事者一人当たり 年間総労働時間 1,800～2,000 時間
年間農業所得 250 万円

※効率的かつ安定的な農業経営の目標の 5 割程度の農業所得

ア 水田

水田経営のさらなる効率化を図るため、農地の集積・集約化を推進するとともに、収量向上、コスト削減に向けたスマート農機の導入など県内でのスマート農業の普及を加速化していく。

競争に勝つ高品質・多収・低コストなふくい米の生産を推進するとともに、みどりの食料システムによる環境にやさしいふくいの水田農業に取り組んでいく。

2年3作体系にマッチした園芸品目を導入し、経営規模の拡大と収益の向上を目指す。

イ 園芸

生産・販売の効率化を図るため、農地や施設を集約した園芸タウンを整備・育成し、新規就農者などの栽培技術から販売まで集中したサポートを行うことで園芸の生産振興を図る。

既存産地においても、スマート農業の導入や圃場の排水対策、施設整備などの支援を行い、さらなる所得向上を図っていく。

嶺南に第二園芸カレッジを整備することにより、嶺南地域を園芸振興で活性化させていく。

ウ 畜産

酪農家や繁殖農家への若狭牛受精卵の供給体制を強化するとともに、子牛預り施設（キャトルステーション）を整備することにより、若狭牛の生産拡大を推進する。さらに、福地鶏若鳥やふくいポークのブランド化を図り、新幹線開業のチャンスを活かしたブランド畜産の振興を図っていく。

JAと連携して畜産カレッジを整備し、若狭牛生産を担う人材を育成していく。

エ 担い手

農業経営アクセラレーションセンターを設置し、多分野の専門家によるコンサルティング体制を整備し、園芸導入や6次化等経営の複合・多角化を応援し、売上1億円を超えるリーディングファームを育成していく。

農業経営・就農支援センターなどを活用し、法人化や経営継承、組織の合併、吸収を図りながら、経営の合理化、健全化を進めていく。

地域計画や集落戦略を策定し、自ら立て直しが困難な集落営農組織については、普及指導員と営農指導員で構成する集落営農救援隊による支援を通じ、組織経営の改善を図っていく。

新規就農者の確保・育成については、園芸カレッジの研修生が希望する就農地へ円滑に就農できるよう、市町による農地・住宅の確保、「就農支援員」によるコーディネート等、地元農家、JA、市町が連携した受入体制（ふくい就農モデル）を全県で構築していく。また、就農初期の技術的・経営的負担を軽減するため、レンタルハウスやリース圃場を整備し貸し出すインキュベーション機能を整備する。

オ 中山間地

畦畔法面の緩傾斜化、水路の管路化等による管理作業の機械化・省力化を図るとともに、傾斜地の等高線方向に合わせた区画形状等の地形に逆らわない低コストな区画整備を行っていく。

除草ロボットや自動給水栓などのスマート農機を活用することで、作業の省力化を図るとともに、鳥獣害対策においてもICTの導入を促進する。また、これらの作業を受託する民間組織を育成していく。

地域計画や集落戦略の話合いにより営農を続けて守るべき農地、粗放的に管理する農地をゾーニングし、耕作放棄地の発生を抑制する。

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営および新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営指標として、現に本県で展開している事例を踏まえつつ、本県における主要な営農類型を次のとおり示す。

【個人經營體】

個人経営体		営農類型							経営規模							対象地域		
土地利用型		<作付面積等>														県全域		
		水稲	12.0	ha	大麦	8.0	ha	大豆	8.0	ha	合計	20.0	ha					
新規就農者		<作付面積等>														県全域		
		水稲	8.0	ha	大麦	5.0	ha	大豆	5.0	ha	合計	13.0	ha					
野菜専作 (畑作・露地)		<作付面積等>														県全域		
		露地野菜 (ネギ)	5.0	ha										合計	5.0		ha	
新規就農者		<作付面積等>																
		露地野菜 (ネギ)	4.0	ha										合計	4.0		ha	
野菜専作 (施設)		<作付面積等> 施設0.48ha(パイプハウス) 露地0.6ha														県全域		
		ミディトマト	0.39	ha	その他野菜	1.08	ha								合計		1.47	ha
新規就農者		<作付面積等> 施設0.42ha(パイプハウス) 露地0.6ha																
		ミディトマト	0.33	ha	その他野菜	1.08	ha								合計		1.41	ha
花専作		<作付面積等>														県全域		
		夏ギク	0.30	ha	夏秋ギク	0.30	ha	秋ギク	0.30	ha					合計		0.90	ha
新規就農者		<作付面積等>																
		夏ギク	0.25	ha	夏秋ギク	0.25	ha	秋ギク	0.25	ha					合計		0.75	ha
果樹専作		<作付面積等>														嶺南地域		
		青梅	0.6	ha	加工梅	1.5	ha								合計		2.1	ha
新規就農者		<作付面積等>																
		青梅	0.3	ha	加工梅	0.6	ha								合計		0.9	ha
酪農専業		経産牛	40	頭	育成牛・子牛	6	頭	(常時)	飼料作物は外部化							県全域		
新規就農者		経産牛	30	頭	育成牛・子牛	4	頭	(常時)	飼料作物は外部化									
肥育(肉専用種)		肥育牛	100	頭	常時飼養	飼料作物は外部化							県全域					
新規就農者		肥育牛	80	頭	常時飼養	飼料作物は外部化												

※「新たに農業経営を営もうとする青年等」を「新規就農者」と記載

【団体経営体】

営農類型	経営規模						対象地域
法人組織	<作付面積等> [主たる従事者 3 名] 水稲 30.0 ha 大麦 15.0 ha 露地野菜 (ネギ) 0.8 ha 合計 45.8 ha						県全域
法人組織	<作付面積等> [主たる従事者 2 名] 水稲 24.0 ha 大麦 16.0 ha 大豆 16.0 ha 合計 40.0 ha						県全域
法人組織	<作付面積等> [主たる従事者 5 名] 水稲 60.0 ha 大麦 40.0 ha 大豆 40.0 ha 合計 100.0 ha						県全域

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 地域の実情に即した農業を担う者の位置付け

農作物を安定生産し、農村および地域社会を維持していくため、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営、小規模な兼業農家、半農半 X 等の多様な経営体を幅広く確保していく。さらに、農業労働力の確保に向け、「農福連携」の取組みによる障がい者の雇用や外国人材の受入れを進めていく。これらの農業を担う者の間で、地域資源の維持管理、労働力の相互補完等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットを享受できるよう、地域や集落での話し合いを通じて、連携協力していくことで健全な農村集落の育成・発展を図る。

担い手の確保が困難な中山間地域等においては、集落を核とした機械の共同利用組織やオペレーター賃金等関連部門と組み合わせて年間総所得の確保を目指す経営体、市町・農業協同組合等の関係機関が連携して広域的な農作業受託組織の育成を図る。

一方、農村における女性は、生活者、消費者の視点を合わせ持つ重要な担い手であることから、農業法人への参画および事業の多角化、新たな経営展開の取組みを促進し、認定農業者への誘導や農業経営改善計画の共同申請の推進等により女性の農業経営への一層の参画を促進する。

2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

農業経営基盤強化促進法第 11 条の 11 の規定に基づき、本県では福井県農業経営・就農支援センターを設置し、農業経営に関する助言・指導、就農等希望者の相談・情報提供、市町等への紹介等を行うこととする。

農業経営・就農支援センターは、以下の業務を行うこととする。

- ① 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
- ② 経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化（委託を受けて農作業を行う組織の設立を含む。）等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動
- ③ 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応、専門家派遣
- ④ 就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整

農業経営・就農支援センターは、各地区農林総合事務所、嶺南振興局、株式会社日本政策金融公庫、福井県農業再生協議会、公益社団法人ふくい農林水産支援センター、および一般社団法人福井県農業会議と相互に連携して農業を担う者のサポートを行うものとする。

福井県は、農業経営・就農支援センターの運営内容を定めた規程について、活動状況や予算措置状況等を踏まえて作成する。

農業経営・就農支援センターの相談窓口については、福井県、一般社団法人福井県農業会議、サテライト窓口については、各地区農林総合事務所および嶺南振興局に設置することとし、両者及び関係機関が連携して、就農から定着、経営発展までのサポートを一貫して行うものとする。

3 都道府県が主体的に行う取組

農業経営に必要な栽培技術や経営ノウハウ等を模擬経営の実践により習得できる「ふくい園芸カレッジ」において、生産から加工、流通・販売までの経営管理手法等を習得するための実践教育を実施するとともに、農業者同士の仲間づくりや農業者グループ等での農業技術や経営に関する課題を解決する活動等に対する支援を行う。また、新規就農者育成総合対策（経営開始資金、就農準備資金など）、青年等就農資金など国や県の事業の積極的な活用を推進する。

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。また、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた青年等（以下、「認定新規就農者」という。）については、その経営確立に資するため、就農計画の実施状況を自ら点検し、市町・市町農業委員会・農林総合事務所等の関係機関・団体は、新規認定就農者に対して、農業経営・就農支援センターも活用しながら必要に応じて経営指導等のフォローアップを行うとともに、認定農業者への計画的な誘導を図る。

4 関係機関との連携・役割分担

県は、公益社団法人ふくい農林水産支援センターを福井県青年農業者等育成センターとして、就農促進のための拠点に位置付ける。

就農に向けた情報提供及び就農相談については福井県青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについては、園芸カレッジや里親農家研修、就農後の営農指導等フォローアップは農林総合事務所等、市町に設置された地域連携推進員、営農指導員、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組みを進める。

5 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

就農希望者等に対し、本県農業の魅力を積極的に伝えていくため、様々なメディアを経由したPR活動を行うとともに、ホームページやSNS等を活用し、若者に向けて積極的に情報発信する。また、三大都市圏において誘致セミナーを実施するとともに県内の農業高校生に対し、農業が進路の選択肢となるよう、就農相談や農家、農業法人でインターンシップを実施する。

就農希望者に対しては、ニーズに応じた研修先や就農先の情報提供、借受け可能な農地や畜舎の情報、栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報を提供するとともに、農業法人等への雇用就農については、公益社団法人ふくい農林水産支援センターと連携し、求人情報の収集と職業紹介等を行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営体等に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積目標をおおむね次に掲げる程度とする。また、地域で作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、集落での話し合いを基に、県、市町村、農地中間管理機構、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農地の連坦化や団地面積の増加を図る。

遊休農地等については、農地法第30条～第42条の規定による「遊休農地に関する措置」等と特例事業および農用地利用改善事業の関連施策等の連携により、農業経営基盤の強化に資するものとなるよう、認定農業者や集落営農組織等の経営体への集積により効率的な利用を推進する。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積目標 令和15年 約8割 (地域 県下全域)

注) 効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積には、基幹的作業(水稻については耕起・代掻き、田植え、収穫、その他の作物については耕起、播種、収穫およびこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

第5 効率的かつ安定的な農業経営体等を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営体等の育成と、これら経営体が第3で示す農用地利用に占める面積シェアおよび面的集積の目標の達成を図るためには、個人経営体や団体経営体の経営面積をさらに増加させるように農地を流動化させる必要があり、従来にも増して積極的な取組みが必要である。

このため、県は関係各課、農林総合事務所、嶺南振興局、農業関係試験研究機関等の指導体制と県農業会議、県農業協同組合中央会、農地中間管理機構、土地改良事業団体連合会等の関係団体や福井県農業再生協議会等と連携しながら、農地中間管理事業、特例事業等を柱として、農業経営基盤強化の促進のための措置を講ずることとする。

また、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営体の育成に効果的に結びつくよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して農業経営改善計画認定制度の一層の普及を図る。

なお、農業経営改善計画の期間を了する者に対しては、経営の更なる向上に資するため、関係機関・団体が連携をとりながら、当該計画の達成度合の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

さらに、第2で示すような営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成・経営発展を図るため、関係機関・団体が役割分担をしながら、必要な指導等を行うとともに、青年等就農計画制度の積極的な活用等を推進する。

(1) 地域計画推進事業

各市町村において、協議の場における話し合い・合意形成を基に作成される地域計画の実現に向けて、関係機関が連携し、農地中間管理事業等による農地の利用権の設定を促進する。

(2) 農用地利用改善事業の推進

地域における話し合いによる合意形成を通じ、効率的かつ安定的な農業経営体等への農用地の利用集積を図るため、地域農業再生協議会等との連携を図りながら、農用地利用改善団体の設立を推進するとともに、地区内農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人および特定農業団体の設立を推進する。

（３）その他農業経営基盤の強化を促進するための事業の推進

特例事業の実施を促進する事業、農地中間管理事業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成および確保を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえつつ、その地域に適した事業を重点的、効果的に実施する。

（４）地域における指導機能の強化

農林総合事務所等の指導機関においては、市町、農業委員会、農業協同組合等地域の関係機関・団体との連携を図り、地域における指導機能の強化に努める。特に地域計画における集落の農業の将来方向を踏まえて、育成すべき経営体と小規模な兼業農家、生きがい農家、土地持ち非農家等の多様な経営体との連携および役割分担を明確化されるように、集落段階における農業者の話し合いが図られるよう努める。

また、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し、適切な指導を行うとともに、その達成に必要な生産方式や経営管理の合理化、農業従事の態様改善のための研修等を実施する。

さらに、関係機関・団体における経営指導の強化を図るとともに、法人化や円滑な運営に向けた指導体制を整備する。

（５）経営体の育成とあわせた圃場の大区画化の推進

認定農業者等や法人化を目指す組織の育成を図るため、圃場の大区画化を推進する基盤整備事業等の積極的な導入を図るとともに、集落段階での土地利用調整を推進する。また、換地を契機とした利用権の設定、農作業受委託等の総合的推進等により地域の経営体への農用地の利用集積を促進する。

２ 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理機構の推進に関する法律（平成 25 年法律 101 号）第 4 条の規定により農地中間管理機構に指定されたふくい農林水産支援センターは、農用地等の中間保有、再配分機能を活用し、認定農業者等本県の農業を担う者の農業経営基盤の強化を図るため、県、市町、市町公社、市町農業再生協議会、~~や~~農業委員会等との適切な連携・協力のもとに、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第 7 条に規定する事業を行う。

- （１）農用地等を買入れ、当該農用地等売り渡し、交換し、または貸し付ける事業（農地売買等事業）
- （２）新たに農業経営を営もうとする者が農地売買等事業により買入れた農用地等を利用して行う農業の技術又は経営方法を修得するための研修そ

の他の事業